

# 平成30年新十津川町農業委員会

## 第 17 回 (12月) 会議録

招集月日	平成30年12月19日	16時00分	場 所	役場 庁議室
開閉日時	開 会	平成30年12月19日	16時00分	
	閉 会	平成30年12月19日	17時30分	
及宣言者	会 長	土 田 等 司	会長代理	続 木 秀 則

### 委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	阪 口 徳 幸	出	7	乗 松 良 行	出	13	坂 下 敏 浩	出
2	高 橋 了 裕	出	8	川 村 登	出	14	坂 本 和 隆	出
3	上 杉 秀 正	出	9	木 村 文 秋	出	15	田 中 千 久	出
4	杉 本 初 美	出	10	宮 本 英 靖	出	16	続 木 秀 則	出
5	中 嶋 和 己	出	11	北 川 雅 善	出	17	土 田 等 司	出
6	平 野 尚 一	出	12	太 田 正 一	出			

### 農業委員会事務局職員

事務局長	後 木 満 男	事務局副主幹	西 井 ゆかり
事務局主幹	岡 崎 弘 幸	事務局主査	政 所 正 人

#### 議案説明のために出席した者の職・氏名

--	--	--	--

		開会宣告
		開議宣告
日程	1	会期の決定
	2	会議録署名委員の指名について
	3	一般事務報告
	4	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について
	5	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	6	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
	7	議案第3号 農業経営基盤強化促進事業利用権設定等に事業に係る農用地利用集積計画の決定について
	8	議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)への意見について
	9	議案第5号 農地の賃借料情報について
	10	その他

開会宣告	議長	只今から第17回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、17名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第17回農業委員会総会の会期は本日一日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きます、議事録署名員の指名についてを議題といたします。</p> <p>議事録署名員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第16番 続木 秀 則</p> <p>第 1 番 阪 口 徳 幸 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(平成30年11月28日～平成30年12月19日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きますして、日程第4報告第1号、使用貸借の合意解約通知報告について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について
		農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。
		平成30年12月19日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号1から4について報告をします。
		番号 1 字〇〇 地番全1筆、地目田6,350㎡ 民有地 農地法第3条
		番号 2 字〇〇 地番全1筆、地目田12,861㎡ 民有地 農地法第3条
		番号 3 字〇〇 地番全10筆、地目田36,605㎡、畑1,935㎡ 合計38,540㎡
		民有地 農地法第3条
番号 4 字〇〇 地番全1筆、地目田2,023㎡ 民有地 農地法第3条		
以上で報告を終わります。		
日程第5 議案第1号	議 長	続きますして、日程第5議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認
		について
	事務局	事務局から内容の説明を申し上げます。
		議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
		農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので
		成立状況について確認をする。
		平成30年12月19日 提出
		新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司
		番号1
		番号 1 字〇〇地番全12筆、地目田 民有地 合計面積29,635㎡
		平成30年12月5日提出、合意解約通知 集積計画
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号2		
番号 2 字〇〇地番全7筆、地目田 民有地 合計面積35,843㎡		
平成30年11月29日提出、合意解約通知 集積計画		
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号3		
番号 3 字〇〇地番全1筆、地目田 民有地 合計面積16,784㎡		
平成30年11月29日提出、合意解約通知 集積計画		
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号4		
番号 4 字〇〇地番全6筆、地目田 民有地 合計面積63,937㎡		
平成30年11月29日提出、合意解約通知 集積計画		
本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております		
ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。		
番号5		
番号 5 字〇〇地番全5筆、地目田 民有地 合計面積33,863㎡		

日程第5 議案第1号	事務局	平成30年12月1日提出、合意解約通知 集積計画	
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。	
		以上、5件について説明をおわります。	
		よろしくご審議のほどお願いします。	
	議長	説明が終わりました。	
		質疑ございませんか。	
	委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。		
	通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。		
日程第6 議案第2号	議長	議案第1号については、提案のとおり確認しました。	
		続きまして、	
		日程第6、議案第2号、農地の権利移動の許可申請について事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について	
		農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。	
		平成30年12月19日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 土田等司	
		番号 1 説明	
		図面番号1をご覧ください。	
		字〇〇 地番全27筆 地目 田68,175.03㎡ 畑9,897㎡ 民有地	
		合計面積78,072.03㎡ 法律関係 使用貸借	
		こちらの農地につきましては、経営移譲を受け経営主となる子に対して使用貸借を行うものです。	
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
		説明を終わります。	
		以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。	
		議長	説明を終わります。
			質疑ございませんか。
	委員	なし。	
	議長	質疑なしと認めます。	
		続いて討論を行います。	
		討論はございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	討論なしと認めます。	
		これから採決いたします。	
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委員	なし。	
	議長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。	
続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。			
事務局	番号 2 説明		
	図面番号2をご覧ください。		

日程第6 議案第2号	事務局	字〇〇 地番全2筆 地目畑 民有地 合計面積2,233㎡
		法律関係 売買
		こちらの農地につきましては、譲渡人が遠方で耕作が困難なため、譲受人へ 売買するものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。
事務局	番号3 説明	
	図面番号3をご覧ください。	
	字〇〇 地番全筆 11筆 地目田38,628㎡、畑1,935㎡ 民有地	
	合計面積40,563㎡ 法律関係 使用貸借	
	こちらの農地につきましては、経営主となる次男に対して使用貸借を行うもの です。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号 には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議長	説明を終わります。	
議長	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号4について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号4 説明	
	図面番号4をご覧ください。	

日程第6 議案第2号	事務局	字〇〇 地番全1筆 地目田10,694㎡ 民有地、合計面積10,694㎡
		法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、長男が次男に使用貸借を行い、次男が経営主となるものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号4は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号5について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号5 説明
図面番号5をご覧ください。		
字〇〇 地番全6筆 地目田37,962㎡、畑1,133㎡、民有地		
合計面積39,095㎡ 法律関係 賃貸借		
こちらの農地につきましては、貸主が高齢で管理ができないため近隣を耕作している借主に賃貸借するものです。		
こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。		
以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。		
議長		説明を終わります。
		質疑ございませんか。
委員		なし。
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第7 議案第3号	議長	異議なしと認め、番号5は提案のとおり決定をします。
		議案第2号については、提案のとおり決定しました。
		続きまして、日程第7議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について
		事務局から内容の説明を申し上げます。

日程第7 議案第3号	事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について	
		このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が別紙のようにあったので、委員会の意見を求める。	
		平成30年12月19日 提出	
		新十津川町農業委員会会長 土田 等 司	
		それでは、番号1について事務局から説明申し上げます。	
		番号 1 説明	
		図面番号6をご覧ください。	
		番号1 字〇〇地番全1筆 地目 田 民有地 合計面積5,678㎡	
		こちらについては、売買案件となっています。	
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
		議長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、土田委員より説明いたします。
		委員	それでは、説明申し上げます。 〇〇さんから離れ地のため農地を売りたいとの申し出がありました。 地域に募ったところ、隣地で耕作している〇〇さん1名の申し込みがありましたので決定をしました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委員	なし。
議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。		
委員	なし。		
議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
委員	なし。		
議長	質疑なしと認めます。 それでは、番号1については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定します。 続きまして、番号2について、事務局から説明を申し上げます。		
事務局	番号 2 説明		
	図面番号7をご覧ください。		
	番号2 字〇〇地番全1筆 地目 畑 民有地 合計面積15,867㎡		
	こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
議長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当土田委員より説明いたします。		
委員	それでは、説明申し上げます。		

日程第7 議案第3号	委員	〇〇さんから、農地の管理ができないため売買の申し出がありました。
		地域に募ったところ、隣地で耕作をしている〇〇さん1名の申し込みがあり
		決定しました。
		草地のためこの価格設定としました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号2については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定	
	をします。	
	続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 3 説明	
	図面番号8をご覧ください。	
	番号3 字〇〇地番全3筆 地目 田23,925㎡、民有地、合計面積23,925㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各	
	要件を満たしていると考えます。	
議長	番号3について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当委員、太田委員より説明いたします。	
委員	それでは、説明申し上げます。	
	〇〇さんについては、離れ地である通い作について売買の申し出がありました。	
	地域に募ったところ、地続きである〇〇さん1名の申し込みがありましたので	
	決定をしました。	
	価格については、田の形状、表土が赤粘土であること等を考慮した価格となっ	
	ております。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	



日程第7 議案第3号	議 長	<p>それでは、番号3については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。</p> <p>続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。</p>
	事務局	<p>番号 4 説明</p> <p>図面番号9をご覧ください。</p> <p>番号4 字〇〇地番全8筆 地目 田35,843㎡、畑1,023㎡ 民有地</p> <p>合計面積36,866㎡</p> <p>こちらについては、売買案件となっています。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
	議 長	<p>番号4について、事務局から説明を終わります。</p> <p>それでは、担当委員、乗松委員より説明いたします。</p>
	委 員	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>こちらは、〇〇さんが高齢のため売買したいとの申し出がありました。</p> <p>そのため、合意解約の上地域に募ったところ、元々賃貸していた〇〇さんのみの申し込みがあり決定をしました。</p> <p>地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。</p>
	議 長	<p>説明を終わります。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
	委 員	なし。
	議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>続いて討論を行います。</p> <p>討論はございませんか。</p>
	委 員	なし。
	議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これから採決いたします。</p> <p>提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
	委 員	なし。
	議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>それでは、番号4については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。</p> <p>続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。</p>
	事務局	<p>番号 5 説明</p> <p>図面番号10をご覧ください。</p> <p>番号5 字〇〇地番全5筆 地目 田33,863㎡、畑7,077㎡ 民有地</p> <p>合計面積40,940㎡</p> <p>こちらについては、売買案件となっています。</p> <p>計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
	議 長	<p>番号5について、事務局から説明を終わります。</p> <p>それでは、担当委員、坂下委員より説明いたします。</p>
	委 員	<p>それでは、説明申し上げます。</p> <p>〇〇さんから、体調をこわしているため売買をしたいとのことで、賃貸していたが合意解約の上、売買の申し込みがありました。</p> <p>地域に募ったところ、元々の賃貸借の借り手であった〇〇さん1名申し込みがありましたので決定しました。</p>

日程第7 議案第3号	委員	価格におきましては、耕作条件により二段階の設定としました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号5については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号6について進めます。
		それでは、番号6について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 6 説明
		図面番号11をご覧ください。
		番号6 字〇〇地番全1筆 地目 田12,861㎡、民有地 合計面積12,861㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号6について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当委員、坂下委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		〇〇さんが、離れ地の通い作を売買したい旨、申し出がありました。
		地域に募ったところ、隣地の耕作者〇〇さん1名の申し込みであったため決定をしました。
		こちらについては、近隣の状況を勘案して耕作条件を考慮の上この価格設定としました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号6については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。

日程第7 議案第3号	事務局	番号 7 説明
		図面番号12をご覧ください。
		番号7 字〇〇地番全11筆 地目 田25,010㎡、民有地 合計面積25,010㎡
		こちらについては、賃貸借（円滑化）案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号7について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当委員、高橋委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらについては、今まで借り受けしていた〇〇さんが、更新しないために合意解約の上、〇〇さんが賃貸をピンネ農業公社へ申し出たものです。
		地域に募ったところ、町内の隣地の耕作者である〇〇さん1名の申し込みであったので決定をしました。
		水の便が悪く、10年以上転作であり、形状の悪い圃場もあるためこの価格の設定となりました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議をお願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号7については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号8について進めます。	
	それでは、番号8について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号 8 説明	
	図面番号13をご覧ください。	
	番号8 字〇〇地番全4筆 地目 田28,371㎡、民有地 合計面積28,371㎡	
	こちらについては、賃貸借の継続案件となっています。	
議長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	番号8について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	

日程第7 議案第3号	議 長	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		それでは、番号8については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 9 説明
		図面番号14をご覧ください。
		番号9 字〇〇地番全1筆 地目 田6,375㎡ 民有地 合計面積6,375㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号9について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
議 長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号9については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。	
	番号 10 説明	
事務局	図面番号15をご覧ください。	
	番号10 字〇〇地番全1筆 地目 田9,314㎡ 民有地 合計面積9,314㎡	
	こちらについては、貸主の〇〇さんについては、中間管理機構である北海道農業公社に対して貸し付けをするものです。	
	番号10について、事務局から説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	それでは、番号10については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり決定をします。	
	議案第3号については、全て決定をしました。	

日程第8 議案第4号	議 長	続きますて、日程8、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について、事務局から説明申し上げます。	
	事務局	議案第4号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）への意見について このことについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により新十津川町から意見を求められた農用地利用配分計画案について、適当であると付して提出するため、意見を求める。 平成30年12月19日 提出 新十津川町農業委員会会長 土 田 等 司	
		番号1 説明	
		番号1 字〇〇地番全1筆 地目 田9,314㎡ 民有地 合計面積9,314㎡ 存続期間は10年間 賃貸借案件	
		先の議案第3号番号10で、〇〇さんの農地中間管理機構への貸し付けについて農用地利用集積計画により決定した案件を配分計画により貸し付けるものです。 受け手は、登録者の中より決定し、規模拡大を図るものです。	
		議 長	以上で説明を終わりますが、質疑はございませんか。
		委 員	なし。
		議 長	質疑なしと認めます。 それでは、番号1については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり適当であると付して、新十津川町に対して、意見を提出します。 続きますて、番号2について、事務局より説明を申し上げます。
			番号2 説明
			番号2 字〇〇地番全3筆 地目 田41,200㎡ 民有地 合計面積41,200㎡ 権利の移転案件
			こちらについては、中間管理事業の配分計画により借り受けていた〇〇さんが子に経営移譲をすることになりました。 共同で受け手の登録者となっていることから、権利を移転するとして子の〇〇さんが受け手となるものです。
	議 長		以上で説明を終わりますが、質疑はございませんか。
	委 員	なし。	
	日程第9 議案第5号	議 長	質疑なしと認めます。 それでは、番号2については、質疑なしと認めましたので、提案のとおり適当であると付して、新十津川町に対して、意見を提出します。 続きますて、日程第9議案第5号「農地の賃借料情報」（新十津川町における賃借料水準）について、事務局からご説明申し上げます。
			事務局
平成30年1月から12月までの賃貸借料を基にした賃借料水準は別紙のとおりとなりましたので、ホームページへの公表を行ってよいか、ご審議について、お願いいたします。			
議 長		以上で事務局からの説明を終わります。 質疑ございませんか。	

日程第9 議案第5号	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて、討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
その他、ご意見ございますか。		
日程第10 その他	議長	ないようですので、議案第5号については提案のとおり決定し、町のホームページにて公表をいたします。
		続きまして、日程第10、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
	議長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。
		それでは、本日の第17回農業委員会総会を閉じさせていただきます。
慎重なご審議ありがとうございました。		